

長久手市みんなで作るまち条例

解説書

も く じ

1	長久手市みんなで作るまち条例とは？	1
2	長久手市みんなで作るまち条例	
	条例の構成	2
	前文	3
	第1章 総則	
	第1条 目的	5
	第2条 条例の位置付け	5
	第3条 用語の定義	6
	第4条 まちづくりの基本原則	7
	第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務	
	第1節 市民 第5条 市民の権利	8
	第6条 市民の役割及び責務	9
	第2節 議会 第7条 議会の役割及び責務	10
	第3節 市 第8条 市長の役割及び責務	11
	第9条 職員の役割及び責務	12
	第3章 市民主体のまちづくり	
	第10条 市民参加及び協働	13
	第11条 市民のまちづくり	14
	第12条 まちづくり組織	14
	第13条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の役割	15
	第14条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織への支援	16
	第15条 住民投票	17
	第4章 市政運営	
	第16条 市政運営の基本原則	18
	第17条 計画的な市政運営	18
	第18条 情報公開及び個人情報の取扱い	19
	第19条 安心安全なまちづくり	20
	第20条 他の自治体等との連携	20
	第5章 実効性の確保	
	第21条 条例の検証	21

1 長久手市みんなで作るまち条例とは？

自分たちで考えて、実行するための長久手市独自の“まちづくりのルール”

国や県に頼るのではなく、長久手市のまちづくりや公共サービスなど、暮らしに身近なことは、自ら考え、決め、行動することが求められる「地方分権」の時代になりました。

それを受けて、長久手市に暮らす市民が主体的に行動する「自治」の力を高め、みんな（＝市民、議会、市）が協働してまちづくりを進めることが重要になります。

そのために、それぞれがどのような役割を果たし、どのようにまちづくりを進めていくのか、まちづくりの基本的なことを定めたルール（条例）が必要だと考えました。

市民の活動を“支え、後押しする”条例に

市民の主体的な活動を支え、後押しするために、議会と市が、役割と責務を果たすことは言うまでもありません。みんなで協働してまちづくりを進めます。

この条例は、「自分ができることからやってみる」、そんな市民主体のまちづくりの後押しとなる条例です。

条例ができたら・・・私たちの暮らしはどう変わる？

条例ができたら、暮らしがすぐ変わるということはありませんが、市長と市職員は、条例に沿った仕事の進め方を意識することになります。市民は、自分たちでまちをよりよくしていこうとする意識が芽生えたり、条例をまちづくり活動の拠りどころにして使っていくことがあると考えられます。

こうした日常の実践の積み重ねによって、私たちの暮らしやまちがよりよい方向に変わっていきけるようにしていくことが大切です。

そのため、今後、多くの人にこの条例が知られ、そして、まちづくりに役立つものになるよう、みんなで育てていきましょう！

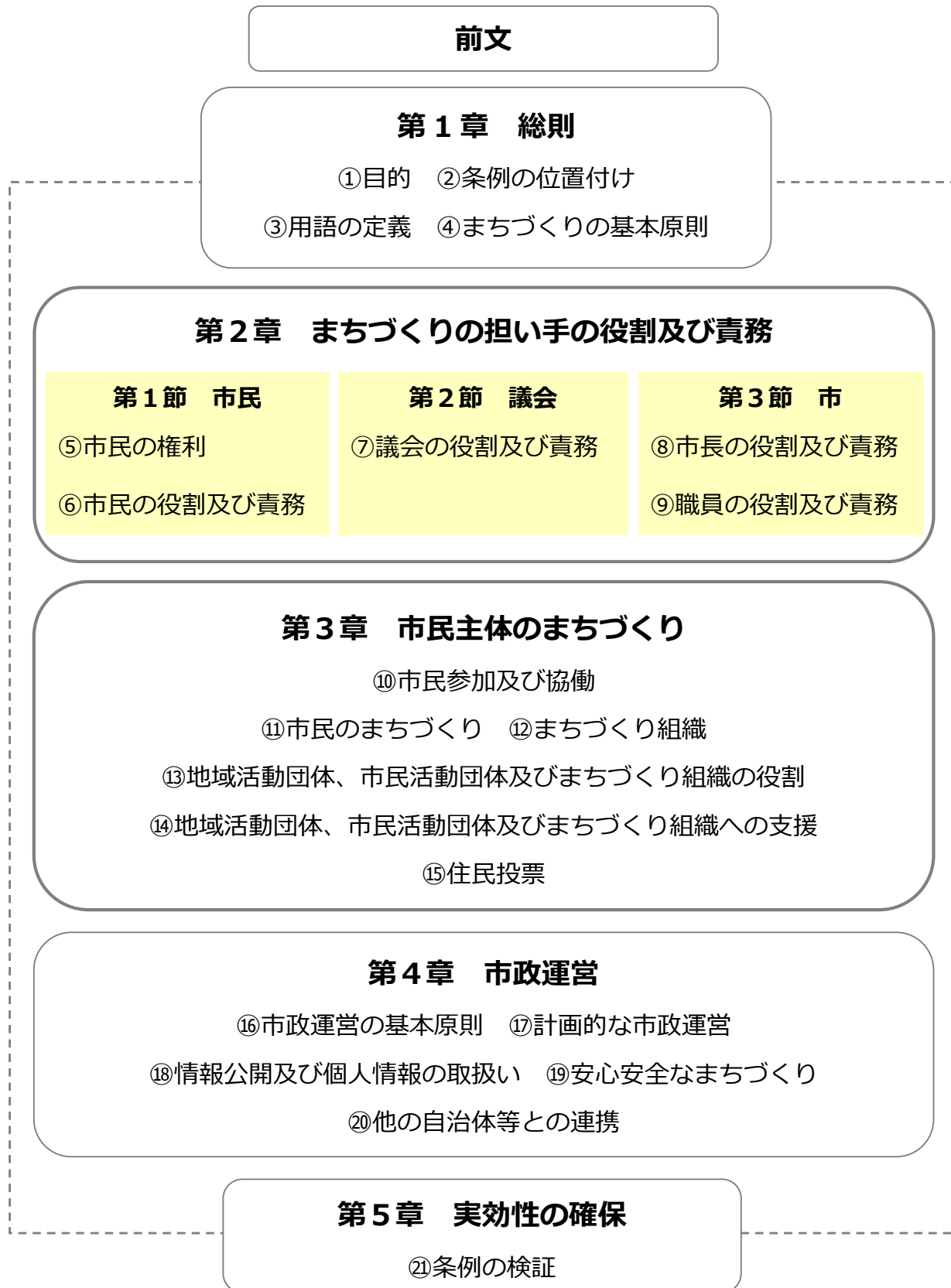
国や県から〇〇やりなさい！
と言われて何かをやるということ
でなく、長久手で暮らす当
事者であるわたしたちが、自ら
決めて、責任を持って実行す
る、ということなんだね。



2 長久手市みんなで作るまち条例

条例の構成

前文と5つの章、全21条で構成します。



前文

わたしたちは、まちの現在と未来の姿に心から向き合い、夢と覚悟を持って自らの手でまちづくりをしていこうと決意し、その基本となる「長久手市みんなでつくるまち条例」を定めます。

長久手市は、秀吉と家康が戦った「小牧・長久手の戦い」に関する史跡や、伝統ある「警固祭り」をはじめとする貴重な文化財が引き継がれ、また、長久手を源流とする香流川、東部に多く残る里山等豊かな自然を身近に感じることができる住みよいまちです。

2005年の「愛・地球博（日本国際博覧会）」を機に、日本唯一の乗り物「リニモ」がまちの中心を走り、住宅地の整備が一層進み、長久手市は大きく発展しました。

一方で、急激な人口増加、価値観の多様化等により、人と人とのつながりが薄れてきていると感じられます。今後、必ず訪れる少子高齢化、人口減少時代に備えて、今、地域のつながりを見つめ直し、多くの課題をみんなで協力して乗り越えていかななくてはなりません。

そのために、これからのまちづくりは、市民が市及び議会と協働して、主体的に行動していくことが求められます。互いに声をかけ合い、人を集め、とことん話し合うことを大切にし、課題の解決に向けて取り組むことが必要になります。

この条例は、こうしたまちづくりの基本となる考え方や、市民、議会及び市それぞれが何をすべきかを示しています。

わたしたちは、多様性と個人の自由を認め合う懐の深さと、自分の言葉と行動に対する責任を持ちます。そして、次世代に豊かな自然とよりよいまちを引き継ぎ、みんなで手を取り合って、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまち長久手市をつくりあげていきます。

【解説】

前文は、条例がどのような考えに基づいて、どのような目的で制定するのか、そして、実現しようとするまちの姿などについて定めたものであり、条例の一番はじめに置いています。これは、各条文の解釈基準となるものです。

なお、この前文には、長久手市のまちづくりの理念として、次の5つのキーワードが示す意味を盛り込みました。

「豊かな自然」「市民の主体的な行動」「対話」「多様性」「自由と責任」

～第1段落～

前文は、まちづくりの担い手が「自らの手」でまちづくりをしていこうという、力強い決意表明から始まります。

そして、まちづくりの基本は、この条例であることを示しています。

～第2段落～

長久手市は、1584年(天正12年)、羽柴(後の豊臣)秀吉と徳川家康が戦った「小牧・長久手の戦い」の主戦場地であり、国指定史跡「長久手古戦場」のほか、市の指定史跡が現在も残されています。そして、豪華にかざった献馬を鉄砲隊などが警固し、氏神へ奉納する伝統ある「警固祭り」が行われる等、歴史と文化があるまちです。

また、香流川、里山等豊かな自然を、市民が身近に感じられる住みよいまちです。

さらに、計画的な区画整理による住宅地の整備が進み、2005年の日本国際博覧会「愛・地球博」を機に日本唯一の磁気浮上式リニアモーターカー「リニモ」ができ、人口が増加し、活気があふれる便利なまちへと発展してきました。

このように、長久手市は、整備された街並みが広がる都市と、緑豊かな田園が共存する恵まれた環境にあります。

一方で、いずれ少子高齢化が訪れることは確実です。働き手等の人材が不足し、納税者が減ることで、市の財政状況も厳しくなります。そうすると、公共サービスや制度が、今までと同じようには提供できなくなると予想されます。

そこで、地域のつながりを見直し、地域で互いに支え合う関係づくりのため、そして、多様な人の知恵やエネルギーをまちづくりに日常的に生かしていくための準備を、今からしていかなければなりません。

～第3段落～

これからのまちづくりは、市が主導しすぎるのではなく、市民が主体となり、市及び議会と協働して、みんなでまちづくりを進めていくことが求められます。

その上で重要なのは、市民が主体的に行動する「自治」です。この「自治」の力を高めるには、まず、あいさつを基本として、互いに声をかけ合い、人を集めて、「とことん話し合う」＝対話を通して課題に向き合います。そうすることで、新しいアイデア、価値観、エネルギーが生まれ、解決に向けて取り組む「自治」の力が生まれると考えます。

～第4段落～

多様性や自由を認め合い、言葉と行動に対する責任を持ち、まちづくりを進めることによって、次世代に豊かな自然とよりよいまちが引き継がれていくと考えます。

ここでいう「多様性」は、年齢、性のあり方、職業、国籍、障がいの有無等といった人の多様性、そして、対話から生まれる意見の多様性の2つがあります。そして、「自由」とは、個人がまちづくりに参加すること、しないこと、どのように取り組むか等を含め、「自由」であることです。

最後に、みんなで手を取り合って、まちをつくりあげてを宣言して、この前文のまとめとしています。

1章 総則

条例全体にわたって、共通するきまりや基本事項を定める章です。

第1条 目的

第1条 この条例は、長久手市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、まちづくりの担い手となる市民、議会及び市の役割及び責務を明らかにし、市民が主体的に行動する自治の力を高め、豊かな自然を引き継ぎ、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまちを実現することを目的とします。

【解説】

この条例は、長久手市のまちづくりの基本原則、そして市民、議会及び市それぞれの役割及び責務を明らかにし、市民の自治の力を高める参加と協働の仕組みや制度、市政運営のあり方を定めたものです。

自治、つまり「自分たちのまちのことを、自分たちで考え、実践する」市民の主体的な行動により、豊かな自然を引き継ぎ、子どもから大人まで、皆が笑顔で暮らせる幸せなまちを実現することを目的として掲げます。

第2条 条例の位置付け

第2条 この条例は、まちづくりの基本であり、市民、議会及び市は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 市は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合を図らなければなりません。

【解説】

～第1項～

条例に上下や優越はなく、並列の関係にあります。この条例はすべてのまちづくりの基本となるものであることを示しています。「基本」は、一つしかありません。皆がこの条例を遵守するものとします。

～第2項～

市では、必要に応じて、法律の範囲内で条例の制定、改正等、そして10年ごとのまちづくりの指針となる総合計画をはじめとする各種個別計画の策定、改訂等を行います。これらを行う際には、この条例の内容との整合を図らなければなりません。

第3条 用語の定義

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く若しくは学ぶ者又は市内で事業若しくは活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 議会 市議会議員で構成され、市民の意思を市政に的確に反映させるための議決機関をいいます。
- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) まちづくり 笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う公共的な活動をいいます。
- (5) 地域活動団体 地域のつながりを基にまちづくりを行う団体をいいます。
- (6) 市民活動団体 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識を基にまちづくりを行う団体をいいます。
- (7) 総合計画 目指す将来像を定める基本構想及びその実現のための基本計画を内容とする総合的な計画をいいます。

【解説】

～第1号～ 市民

市民とは、市内に住み、働き、学ぶ人、市民活動やボランティア活動をする個人、そして、事業所、企業、大学等の学校法人、医療機関、地域活動団体及び市民活動団体等のことです。

～第2号～ 議会

議会は、住民の直接選挙によって選ばれた代表者である議員によって構成する、唯一の議決機関です。

～第3号～ 市

市とは、市の執行機関のことであり、市長をはじめ、市のその他の機関のことをいいます。それぞれの機関の職員も含みます。

～第4号～ まちづくり

目指すまちの実現のために行う、公共的な活動のことをいいます。建物や道路等の整備事業も含みます。

～第5号～ 地域活動団体

地域活動団体は、自治会、常会、こども会、シニアクラブ、PTA等の団体です。

～第6号～ 市民活動団体

市民活動団体は、達成したい共通の目標に向かって活動するNPO法人、任意団体、集まり等です。

～第7号～ 総合計画

10年ごとのまちづくりの指針となる、市の最上位計画です。

第4条 まちづくりの基本原則

第4条 長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次に定めるとおりとします。

(1) 情報共有の原則

市民、議会及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します。

(2) 市民参加の原則

市民、議会及び市は、市民の参加により、まちづくりを進めます。

(3) 協働の原則

市民、議会及び市は、互いの立場及び特性を理解しながら、信頼関係を築き、ともに考え行動するまちづくりを進めます。

【解説】

～第1号～ 情報共有の原則

自分たちの地域のまちづくりについて、自分たちで考え、決めていくためには、市民、議会及び市それぞれが持つ情報を共有することが不可欠です。

ここでいう「情報」は、市民、議会及び市が、様々な方法・場面において共有される広い範囲の情報を意味します。

議会及び市は、市情報公開条例に基づき市民から請求があった場合に情報を公開するのは言うまでもありませんが、請求がなくても、積極的に情報提供を行い、共有する姿勢を持つことを原則とします。

～第2号～ 市民参加の原則

まちづくりは、市民の積極的な参加による「みんなでまちをつくる」姿勢なしには実現しないため、市民、議会及び市は、市民参加でまちづくりを進めることを原則とします。

議会及び市は言うまでもありませんが、市民のまちづくりについても、市民の参加のもと、活動していくよう努めていくことが大切です。

～第3号～ 協働の原則

長久手市をよりよいまちにしたいという想いは、共通です。この想いをもとに、協働してまちづくりを行うことを原則とします。なお、協働を進めるための具体的な施策は、「長久手市地域協働計画」に基づき進めていきます。

第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

市民、議会及び市が主体的に果たす役割と頑張ること(責務)を定める章です。

第1節 市民

第5条 市民の権利

第5条 市民は、まちづくりに関する情報を知ることができます。

2 市民は、まちづくりに参加することができます。

3 市民は、まちづくりの成果による住みよさや幸せを実感しながら笑顔で暮らすことができます。

【解説】

年齢、性のあり方、障がいの有無、国籍等に関わらず、誰もがまちづくりについて、「知って」、「参加して」、「享受する」ことができます。

～第1項及び第2項～

市民は、条例、制度等に沿って、まちづくりに関する情報を知る権利があり、そして、自らの意思によって参加する権利があります。

ただし、この条例によって、参加を強制されることはありません。また、参加しないことを理由に、不利益を受けることもありません。

～第3項～

まちづくりの成果は、すぐに目に見えるものではないことが多いものです。市民、議会及び市の日々の地道なまちづくり活動の積み重ねにより、住みよさや幸せを実感でき、笑顔で暮らす(生活することの他、事業、活動をするを含む)ことができます。

第6条 市民の役割及び責務

第6条 市民は、地域社会や次世代のことを考え、自らの発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに取り組みます。

2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の多様な価値観を認めます。

【解説】

市民がまちづくりに参加するにあたっては、個人の利益や目先のことにとらわれすぎず、地域社会のことを考え、さらに30年、50年先の次の世代まで、よりよいまちを残していくという前提に立った発言及び行動が求められます。

そして、多様な人であふれるまちには、多様な意見や考えがあふれています。自分と意見が違ふ人の多様な価値観を認め、まちづくりに取り組むことが大切です。

第2節 議会

第7条 議会の役割及び責務

第7条 議会は、議決機関としてその責任を深く認識し、結果について市民に対して説明するよう努めるとともに、市政運営を監視する役割を果たさなければなりません。

2 議会に関する事項は、長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）の定めによります。

【解説】

～第1項～

議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、住民から選ばれた議員で構成され、市民の意思を市政に適切に反映させるための議決機関です。そして、議会に関する情報を市民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。また、市政が適正に運営されているかどうかを監視する役割もあります。

～第2項～

議会に関する事項については、長久手市議会基本条例に定められています。

第3節 市

第8条 市長の役割及び責務

第8条 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

2 市長は、市民及び議会と総合計画に掲げる将来像を共有し、その実現に向けて全力を尽くさなければなりません。

【解説】

～第1項～

市長は、まちの運営者として、法律及びこの条例を遵守します。

計画策定、予算の作成、執行、改善等、市政運営にあたっては、公正にかつ誠実に実行することを基本姿勢とします。

～第2項～

市長は、議会の議決により決定される総合計画の基本構想に定める将来像を、市民及び議会と共有し、それに向かってみんなで取り組むためのリーダーシップを発揮します。

第9条 職員の役割及び責務

第9条 市の職員（以下「職員」といいます。）は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、長久手市全体を職場と捉え、積極的に市民と交流・対話しながら課題等を把握し、部署間で連携して解決に努めなければなりません。

3 職員は、前2項の役割等を果たすにあたって、自ら必要な能力を高めるよう努めなければなりません。

【解説】

～第1項～

職員は、地方公務員法 30 条にある「全体の奉仕者」として、職務を遂行する義務があります。

～第2項～

職員は、まち全体を職場と捉え、積極的に市役所からまちに出て、市民と交流し、対話することで、課題等を把握します。市民のニーズや価値観の多様化により、まちの課題はますます複雑化していると考えられます。解決にあたっては、市役所の様々な部署が関わり、連携して横断的に取り組むことが求められます。

また、職員は、第3条で定義する「市民」であり、まちの一員であることから、能動的にまちに関わることで、市民との信頼関係を深めることにもつながり、協働が進むきっかけにもなると考えられます。

～第3項～

職員は、市民及び議会と協働してまちづくりに取り組むため、政策立案、ファシリテーション、コミュニケーション能力等、職責に応じて自らの能力を高めるよう努めます。

第3章 市民主体のまちづくり

市民が主体的に行動する自治の力を高めるための仕組みや方法について定める章です。

第10条 市民参加及び協働

第10条 市は、計画の立案、実施及び評価の過程において、多様な市民参加の機会を保障し、得られた意見等を市政に反映するよう努めます。

2 市民、議会及び市は、未来のまちづくりの担い手として、子どもがまちづくりに参加することができる環境づくりに努めます。

3 市民、議会及び市は、協働を進めるため、互いに声をかけ合い、人を集め、対話を繰り返すよう努めます。

【解説】

～第1項～

市民の日常に関わる計画の立案、実施及び評価を行う過程で、市は、多様な方法(審議会等の市民公募委員、アンケート調査、参加型ワークショップ、パブリックコメント等)により、市民参加の機会を保障します。計画の内容によって、適切かつ効果的な市民参加の方法を検討します。

なお、市民の皆さんから得られた意見等については、市が責任を持って集約し、まとめ、市政に反映するよう努めます。

～第2項～

子どもは、家庭及び学校だけでなく、地域全体で育てていかなければなりません。子どもがまちづくりに参加することで、まちについて知り、学び、子ども同士や多世代・多様な人と交流することになります。

そして、その積み重ねが、子どもがまちに愛着と誇りを持ち、このまちに住み続けたいと思うことにつながると考えています。よって、子どもが、まちづくりに参加できるよう環境づくりをしていくことが必要です。

～第3項～

協働のまちづくりは、まずは互いに声をかけ合い、人を一同に集めるところから始まります。そこから対話生まれ、対話により、新しいアイデア、価値観、エネルギー等が生まれ、自分ごととしてまちづくりを考え、行動することにつながります。

第11条 市民のまちづくり

第11条 市民は、次に掲げる活動に積極的に参加することにより、まちづくりに取り組みます。

- (1) 身近な地域におけるよりよい暮らしの維持及び向上のために自治会その他これに類する地域活動団体が行う活動
- (2) 地域社会の発展のために市民活動団体その他これに類する団体が行う活動

【解説】

～第1号～

よりよい暮らしの維持及び向上のため、地域の住民で組織する基礎的な集まりである自治会、子ども会、シニアクラブ等が重要な役割を担います。地域の清掃活動や子どもや高齢者の見守り活動等、住みよいまちをつくるために、それらの活動に積極的に参加し、活動を皆で守り、育てていくことが大切です。

～第2号～

環境、福祉、子育て等の共通の関心や問題意識のもとに、地域社会をよくする公共的な活動が活発になることは、市だけでは解決が難しい社会課題に対応していくために重要なことです。よって、市民活動団体、非特定営利活動法人、ボランティア団体等の活動に、市民が積極的に参加し、活動を応援し、守り、育てていくことが大切です。

第12条 まちづくり組織

第12条 市は、概ね小学校区単位の地域で、市民自身が暮らす当該地域のことを考え、主体的に実行できるよう、地域の市民と協議しながら、その仕組みをつくるよう努めます。

2 市民は、概ね小学校区単位の地域で、地域活動団体、市民活動団体その他の団体及び個人が連携し、対話しながら当該地域固有の課題解決に向けて取り組む組織（以下「まちづくり組織」といいます。）を設置することができます。

3 まちづくり組織は、市民に開かれたものとし、地域のあるべき将来像をつくり、その実現のため継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。

4 市民は、課題を共有し、協働して解決していくため、まちづくり組織が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。

【解説】

～第1項～

少子高齢化、人口減少時代に向けて、今求められるまちづくりの姿は、「自分たちのまちのことを、自分たちで考え、実践する」市民の主体的な行動によるまちづくりです。そのために、自治会をはじめとする地域の各種団体及び個人が連携する新たな仕組みの必要性が高まっています。

そこで、市は、地域と協議しながら、概ね小学校区単位でその仕組みづくりを進めていくことを基本姿勢としていることを示しています。

～第2項～

第1項にある「仕組み」を進める組織が、概ね小学校区ごとに設置を目指すまちづくり組織です。

まちづくり組織は、団体、個人に関わらず、対等な立場で皆が集まり、地域の課題について話し合い、連携を深め、解決に向けた取組を行います。

なお、まちづくり組織は、地域の自発的な意思に基づき設置されるものであり、ここでは、「設置できる」と定めています。

現在、西小学校区で、「まちづくり協議会」が設置されているほか、北及び市が洞小学校区でも、市民と市がともに、設置に向けた取組を進めています。

～第3項～

まちづくり組織は、市民の意思・意見をもとに地域の将来像と計画をつくり、それに基づき継続的なまちづくりを進めるよう努めます。どういった事業にどれだけお金を使うか等といった事業計画、予算等についても、地域で話し合い、主体的に決めていくこととなります。

～第4項～

市民自身が暮らす小学校区を、自分たちでよりよい地域にするため、多様な市民がまちづくり組織に参加し、つながり、地域特性や実情に合わせたまちづくりを進めることを目指します。

第13条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の役割

第13条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織は、自らの活動への参加を促し、まちづくりの担い手の発掘及び育成を行うため、活動内容及び運営状況を明らかにし、市民の理解及び共感を得るよう努めます。

【解説】

第11条、12条にあるように、各種団体等が行う活動への市民の参加を促し、まちづくりの担い手を発掘、育成することは、継続的なまちづくりのために大切なことです。

そのため、団体等は、活動内容、運営状況といった情報を市民にわかりやすく提供し、自身の活動への理解、共感を得るよう努めます。

子どもや若者を含め、多様な市民が活動に参加し、市民同士のネットワークが広がることは、活動の発展にもつながります。

第14条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織への支援

第14条 議会及び市は、地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の自立性を尊重し、その力が最大限発揮されるよう必要に応じて支援します。

【解説】

議会及び市は、団体の活動を応援し、守り、育てていくために、それぞれの団体に対して、必要に応じて支援をしていきます。

支援の内容は、相談対応、情報提供、活動場所の提供、経費の助成等が考えられます。

第15条 住民投票

第15条 長久手市に関する特に重要な事項について、市民、議会及び市が対話を重ね、十分な議論をしてもなお、住民の意思を直接確認する必要があるとき、市長は、その都度定める条例に基づき、住民投票を実施することができます。

2 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

【解説】

住民投票は、地方自治の基本である間接民主性を補完し、重要な政策の決定や実施に関わる議論を活性化する仕組みであり、よりの確に住民の意思を踏まえたまちづくりのための政策等の決定を行っていくための制度です。

～第1項～

この条例に定めるように、市民、議会及び市がそれぞれの役割を果たし、十分に議論することでより安定性の高い政策の決定や実施ができるよう、合意を図っていくことが重要であると考えています。

その上で、市民に重大な影響を及ぼす事項や、市民の意見が大きく分かれるような政策について、住民投票制度を活用し直接民意を聞くことで、重要な政策の決定や実施に関する議論を活性化することができます。

この条項は、市長又は議会の提案によるほか、地方自治法に基づく直接請求により、一定の要件を満たせば、住民の発案により住民投票条例の制定を請求することができ、議会が可決すると住民投票が実施できる、いわゆる個別設置型の住民投票制度について定めています。

なお、この条例の検証の際に、住民投票制度のあり方について議論します。

～第2項～

住民投票の結果は、議会及び市長の選択・判断を決定づけるものではありませんが、住民の意思であることから、議会、市そして市民も結果を尊重することを定めています。

第4章 市政運営

市民のための市政運営の基本的なきまりを定める章です。

第16条 市政運営の基本原則

第16条 市は、公正かつ透明性の高い市政運営を基本とし、市民が主体的に行動できるまちづくりを進めます。

2 市は、計画の立案、実施及び評価に至る情報を市民及び議会と共有することが、まちづくりの基本であることを踏まえ、わかりやすくかつ積極的な情報提供及び説明に努めます。

3 市は、まちづくりの実践を通して、職員の人材育成及び配置に努めます。

【解説】

～第1項～

市政運営において、公正かつ透明性を確保していくことを基本とし、それにより市民が主体的に行動「できる」よう、まちづくりを進めていきます。

～第2項～

第4条の基本原則に基づき、市は、計画の立案、実施及び評価に至るまで、その過程、内容、目標の達成状況等あらゆる情報について、市民がまちづくりに関心を持ち、参加するきっかけとなるようわかりやすく提供し、また、説明するよう努めます。

～第3項～

市は、長期的な視点を持った人材育成に努めます。そして、職員が能力を十分発揮できるよう適正な職員配置に努めます。

第17条 計画的な市政運営

第17条 市は、この条例に基づき、総合計画を策定し、計画的な市政運営を行います。

2 総合計画における基本構想については、議会の議決を経るものとします。

【解説】

総合計画は、10年ごとのまちづくりの指針となる市の最上位計画です。市は、第10条に則り、市民参加により総合計画を策定し、これに基づく市政運営を基本とします。

総合計画の「基本構想」については、議会の議決を経て、決定することを定めています。

第18条 情報公開及び個人情報の取扱い

第18条 議会及び市は、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開しなければなりません。

2 議会及び市は、長久手市個人情報保護条例（平成16年長久手町条例第7号）の定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適正に取り扱わなければなりません。

3 市民及び市は、生命及び財産の保護のため、緊急でやむを得ない場合に地域で互いに助け合い、支え合うための必要最小限の個人情報を共有することができる環境づくりに努めます。

【解説】

～第1項～

議会及び市は、情報公開に関する手続等を定める「長久手市情報公開条例」に基づき、情報公開を行わなければなりません。

なお、第4条のまちづくりの基本原則に定める「情報共有の原則」に基づき、市は、市民がまちづくりに関心を持ち、参加するきっかけとなるよう情報提供し、また、説明する旨を第16条で別に定めています。

～第2項～

個人情報の有用性に配慮しつつ、保護すべき個人情報を守るため、別に定める「長久手市個人情報保護条例」に基づき、議会及び市は、情報の収集、利用、提供、管理について適正な取扱いを行わなければなりません。

～第3項～

市民の生命及び財産の保護のため、緊急でやむを得ない場合は、適正な管理体制のもとで個人情報を有効に利用することが考えられます。市民、市ともに、あいさつを基本とし、顔の見える関係づくりを進める等、情報を共有することができる環境づくりに努めます。

第19条 安心安全なまちづくり

第19条 市は、市民の安心安全を確保するため、自然災害、重大な事故等に備え、危機管理体制を整え、災害等の発生時には、関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確に対応します。

2 市民は、個人、近隣、自治会等で災害等に備えるため、防災に関する取組を行い、災害時は自分自身を守る努力をするとともに、互いに協力します。

【解説】

～第1項～

自然災害(地震、集中豪雨等)、重大な事故、その他市民の生活に影響を及ぼす不測の事態(新型インフルエンザ等の感染症、有事等)に対する市民の不安を減らし、安心安全な暮らしを確保するために、市は、災害等に備え、危機管理体制や仕組みを整え、発生時には迅速な「公助」を行います。

発災時における市の対策等については、災害対策基本法に基づき「長久手市地域防災計画」にまとめています。

～第2項～

災害時に備え、日頃から市民一人ひとりが意識を高く持ち、取り組むことが一番重要です。

地震やその他の災害が起こった時に、まずは自分自身及び家族を守る(自助)ため、備蓄をしたり、避難場所を知っておく等、準備しておくことが大切です。さらに、いざというときに近くに住む人同士や地域で助け合う(共助)ため、日頃から声をかけ合ったり、地域の防災訓練に参加する等して、顔が見える関係をつくっておくことも大切です。

第20条 他の自治体等との連携

第20条 市は、共通課題の解決のため、国、愛知県、他の自治体及び関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。

【解説】

医療、防災、福祉、消防といった各種分野における他の自治体との共通課題について、広域で取り組むことが効果が高い課題、市単独では解決が難しい課題は、近隣の自治体、県及び国と連携して取り組んでいきます。特に、近隣の自治体とは、一部事務組合を組織し、ごみ・し尿の共同処理を行ったり、災害時等の相互支援に関する協定を締結したりする等様々な面で連携を進めています。

また、学校法人、民間企業、市民と市をつなぐ中間支援団体といったまちづくりの専門家等様々な関係者とも、積極的に連携・協力していきます。

第5章 実効性の確保

この条例が、長久手市のまちづくりにおいて、役割を十分に果たしているかどうか、検証することを定める章です。

第21条 条例の検証

第21条 市民及び市は、5年を超えない期間ごとに、この条例に沿ってまちづくりが行われているかについて、社会情勢及びまちづくりの推進状況を踏まえ、検証します。

2 市は、前項の検証の結果、必要と認めるときは、適切な措置を行います。

【解説】

この条例は、本市のまちづくりの基本となる条例であり、安易に改正するものではありませんが、実効性を確保するために、市民及び市はともに、この条例に沿ってまちづくりが行われているかを、条例の内容を含め検証します。その際には、社会情勢及びまちづくりの推進状況を踏まえるものとします。

検証は、5年ごとに行う予定である総合計画の検証及び見直しの結果を踏まえて行うことを想定し、5年を超えない期間ごとに行うことを定めています。

検証した結果、条例の内容を改正したり、他の制度を改善する等必要な措置を行っていくことが考えられます。

この条例が、これからもみんなのまちづくりの基本として、多くの人に知られ、受け入れられることで、一人ひとりがまちづくりに取り組んでもらえるように、みんなで「育てていく」ことが必要です。そういった観点においても、定期的に行う検証は、まちづくりについて改めて考えるよい機会になると考えています。

**長久手市みんなでつくるまち条例づくり
これまでの歩み**

3 長久手市みんなで作るまち条例づくり これまでの歩み

平成28年度に、市民と職員で構成する検討委員会（愛称「自治KEN」）を立ち上げ、ワークショップ形式で楽しく対話しながら条例に盛り込む内容を考えました。



自治KENのこれまでの取組

【第1回】平成28年 9月26日	夢語り 希望の葉っぱ～世界でひとつだけの木～ 「条例に期待すること」
【第2回】10月17日	グループワーク 「長久手ってどんなまち？」 「こんなまちになったらいいな」
【第3回】10月31日	(1) プチ講座（団体アンケート結果報告、地域自治の取組紹介） (2) グループワーク 「条例の意義、役割をそれぞれの立場から考えよう！」
【第4回】11月14日	グループワーク 「長久手にこんな条文あったらいいな」
【拡大版】11月27日	ながくてのミライ 語り場カフェ 自治KENメンバー以外の市民のみなさんも一緒に、まちの未来やまちのルールについて語り合おう！
【第5回】12月20日	(1) 前文に盛り込みたいキーワードは？ (2) グループでひとつの前文案をつくろう！
【第6回】平成29年 1月17日	論点を確認し、考え方を整理しよう！
【第7回】3月14日	条例骨子案を確認しよう！
3月28日 自治KENの想いが詰まった骨子を、市長へ提出しました！	
平成29年7月以降、条文について意見交換を行ったり、地域を回って条例について広めるタウンミーティングの企画・運営を協働して行いました。	

自治KEN 発！まちづくりの理想を描いた“まちうた（詩）”

「さかそう ながくて じちのはな」ができました！

この「まちうた」は、自治KENでの対話をもとに、メンバー有志が議論を重ねて作ったものです。ここには、市民のまちへの想いと、理想とする長久手の人やまちの姿が、わかりやすく描かれています。

「みんなで作るまち条例」は、この詩に描かれた想いを盛り込んでいます。

さかそう ながくて じちのはな

ボクの家（うち）長久手に住んで12年
じいちゃん ばあちゃん 愛犬は
生まれも育ちも わがまちだ
そんな わが家の団欒（だんらん）で
大切なこと 考えた

じいちゃんの こんな自慢で始まった
わしらのまちの 長久手は
戦国の世からの 伝統と
清き流れの 香流川
緑豊かな 里山と
リニモが結ぶ 街並みや
石博の知恵と理想が 誇りだな

ところが ばあちゃん嘆くのは
近頃 この頃 長久手は
隣が誰だか 判らんと
気にしない人 多すぎて
関わり合いが 薄すぎじゃ
やがてくる世の 高齢化
このまま ほかっておけんのじゃ
防犯 防災 だいじょうぶか？

そこで とうさん 高らかに
このまま行けば 長久手は
子らに伝える 輝きを
失ってしまうまち になる
ひとりー人が 主人公
懐の深い コミュニティ
それぞれの価値を 認め合い
支え合うこと 目指すべし

さらに かあさん訴えて
みんなの居場所をつくるには
わずらわしいこと 多いけど
会話・対話を 繰り返す

回り道でも いいじゃない？
やってみることこそ 大切で
失敗したって いいじゃない！

ねえちゃんとボクが 願うのは
いつまでも続く 青空と
緑と命が 守られる
住んで 遊んで 働きたい
心豊かな ふれあいは
まずは あいさつ 「こんにちは！」

でもボクの ともだちは
言っていることは 分かるけど
理想ばかりで マジ出来る？
いやがる人も いるだろう

家族が 近所が 動き出す
いろんな人の いるまちは
聞く耳もつこと 大切で
あの人 この人 さまざまな
考え まずは認め合う
熱い決意を 胸に秘め
長久手人（ながくてびと）は 起ち上がる

みんなが知り合い 混ざり合い
関わり合って 支えあう
やさしいことでは ないけれど
言ったコトバと 行動に
責任をもって 取り組もう

自分がまちに 出来ること
最初の一步を 踏み出そう
今ある暮らしを もっと良く
キラキラ光る 長久手を
今日の市民が つくるため
明日の市民に 渡すため・・・



詩に出てくる家族の構成

父親（47歳）、母親（44歳）、姉（19歳）、ボク（14歳）、じいちゃん（72歳）、ばあちゃん（69歳）の6人家族。長久手市在住。

長久手市みんなで作るまち条例 解説書

発行 長久手市（市長公室経営企画課）

電話 0561-56-0600 FAX 0561-63-2100

電子メール keiei@nagakute.aichi.jp